

# 令和4年度「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築に関する調査研究」

## 委託要項

令和2年7月15日

総合教育政策局長決定

令和3年3月22日

一部改正

令和4年5月9日

一部改正

### 1. 趣旨

人生100年時代やデジタル社会の進展等の中で、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けながら、個人が主体的に人生を再設計できるよう、社会変化に対応した社会人の学び（リカレント教育）を推進することが重要である。

大学等におけるリカレント教育については、運営面での課題が多く挙げられており、これらの課題に対応し、リカレント講座の開発や維持継続を促進することが必要である。

また、昨今の社会情勢により、遠隔教育など新たな教育手法の導入なども求められている中、リカレント講座の運営面の実態の把握を行い、課題への対応策を検討することが必要である。

さらに、企業における大学等のリカレント講座の活用促進や、リカレント講座を受講した社会人の評価の向上等のため、企業側のニーズや人事評価体制等の課題の把握も不可欠である。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においては、「企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討やその全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる」ことが必要とされている。

このため、令和4年度は、令和3年度に行った大学における実証研究を経て作成したガイドライン（骨子・試行版）を基に追加実証等（大学における実証研究や企業等へのヒアリング等）を行い、ガイドラインを完成させ全国展開を行う。

### 2. 委託業務の内容

令和3年度は、令和2年度に大学や企業等に対するアンケート調査やヒアリング調査で得た課題や優良事例を基に地域、大学規模、抱えている課題別に3大学で実証研究を行い、ガイドライン骨子・試行版を作成した。

令和4年度においては、ガイドライン骨子・試行版を用いて、令和3年度の実証研究で不足していた論点について追加実証等（大学における実証研究や企業等へのヒアリング等）を行い、ガイドラインを完成させる。

また、完成したガイドラインを大学等教育機関や企業等に対して全国展開を図り、持続可能な運営モデルの普及を進める。

- (1) 必要に応じた運営会議の設置・運営
- (2) 追加実証等（大学における実証研究や企業等へのヒアリング等）の実施
- (3) ガイドラインの完成

(4) ガイドラインの大学等教育機関・企業等への配布・周知等全国展開

### 3. 業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

### 4. 委託期間

委託を受けた日から同年度の3月17日までとする。なお、規定する日が祝休日の場合は直前の平日とする。

### 5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとするときは、業務計画書(様式1)を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該団体に対し業務を委託する。

### 6. 業務完了の報告

委託先は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、業務が完了した日から10日を経過した日、又は委託期間満了日のいずれか早い日までに、業務完了報告書(様式4)を作成し、文部科学省に提出しなければならない。

### 7. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記6により提出された報告書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

### 8. 成果報告

- (1) 委託先は、上記7の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の実施による成果物(冊子、資料集等)を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記(1)の成果物のほか、委託先の取組について、事例の提供やヒアリングへの対応等を求める場合がある。

### 9. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費(大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築委託要領のとおり)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を上記7(1)による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。ただし、委託業務の実施に当たり、文部科学省が必要と認めたときは、委託費の全部又は一部を、業務完了前に委託先の請求に基づき概算払することができる。
- (3) 預貯金の利息が生じた場合、当該利息は本委託業務を遂行するために必要な経費に充当しなければならない。
- (4) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (5) 文部科学省は、委託先が本要項等に違反したとき、又は委託業務の遂行が困難であると認め

たときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

- (6) 委託先は、本委託業務の計画を変更する場合、又は所要経費の費目間流用をする場合は、文部科学省に計画変更承認申請書（様式3）を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、流用額が委託事業に要する経費の総額の20%以内の場合はこの限りではない。

- (7) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合、本委託業務の遂行が困難となった場合等は、速やかに文部科学省に連絡し、指示を受けることとする。

#### 10. 再委託

- (1) 委託業務のうち、その内容が第三者に委託することが業務の実施に合理的であると認められるものについては、委託業務の一部を再委託することができる。委託先が再委託を行う場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続等に準じて、再委託先との間で同様の手続をとることとする。
- (2) 委託先は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、及び再委託金額に関する事項を記載した業務計画書を文部科学省に提出し、承認を受けなければならない。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた業務を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (4) 委託先は、業務を再委託する場合、再委託した業務に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

#### 11. 著作権

- (1) 本委託業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）については、本委託業務の完了とともに原則として文部科学省に帰属させることとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は本委託業務完了後も当該著作物を無償で使用することができる。

#### 12. 書類の保管

委託先は、委託費に関する収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があった際に速やかに提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託業務を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。

#### 13. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本委託業務の実施が1に掲げる趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければ

ならない。

- (5) 委託業務の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、本委託業務の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) 本要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に関し必要な事項については、別途定める。

**【別紙】**

本要項5に定める様式：(様式1) 業務計画書

(別紙1) 実施日程表(予定)

(別紙2) 経費計画書/【再委託先】経費計画書

本要項6に定める様式：(様式4) 業務完了報告書

(別紙イ) 業務結果説明書

(別紙ロ) 収支清算書/【再委託先】収支清算書

本要項9に定める様式：(様式3) 計画変更承認申請書